

日本福祉大学教職課程センター規程

（趣旨）

第1条 本規程は、日本福祉大学教職課程センターの事業・組織・運営について定める。

（名称）

第2条 本センターは、日本福祉大学教職課程センターと称する。

2 本センターの英語名称は、Center for Teacher Education, Nihon Fukushi University とする。

（目的）

第3条 日本福祉大学教職課程センター（以下、「教職課程センター」という。）は、本学の教職課程（幼稚園教諭を除く）に関する事項全般を円滑、効果的に運営するとともにその充実を図ることを目的とする。

（分室）

第4条 教職課程センターには、分室を置く。分室の呼称は「教職課程センター東海分室」とする。

（事業）

第5条 教職課程センターは、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 教職課程に関する基本方針策定
- (2) 教職に関する科目（学部独自に設置する科目を除く）のカリキュラム調整、科目担当者の選定、課程認定申請と運用
- (3) 複数学部にまたがって設置・開設される教職課程の全学的調整
- (4) 教職課程センター教員の人事に関する事項
- (5) 教育実習の巡回指導計画・事前事後指導など、教育実習に関する事項の全学的調整
- (6) 教職分野を目指す学生に対する進路、学習に関する相談・援助
- (7) 教育委員会・学校等との連携による学校における校務補助体験やインターンシップの企画・運営
- (8) 教職課程に関する研究・調査
- (9) 教員免許状更新講習の選択講習の企画・運営
- (10) その他目的達成に必要な事業

（組織）

第6条 教職課程センターには、教職課程センター長（以下、「センター長」という。）、センター会議を置く。

2 教職課程センターには、学長の承認を経て副センター長（美浜担当、東海担当）の2名を置くことができる。

(センター長)

第7条 センター長は、教職課程センターの運営に責任を負う。

- 2 センター長は、教職課程を有する学科の教員の中から大学評議会において選出し、学長が任命する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第8条 副センター長（美浜担当）は、センター長を補佐し、副センター長（東海担当）は、教職課程センター東海分室の運営に責任を負う。

- 2 副センター長は、教職課程センター運営委員の中から大学評議会において選出し、学長が任命する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営委員)

第9条 教職課程センターの運営委員は、次のとおりとする。

- (1) 教員養成を行う学科の科目担当教員から各1名以上

(センター会議)

第10条 センター会議は、教職課程センター長、教職課程センター運営委員及び事務責任者をもって構成する。

- 2 センター会議は、第5条事項について審議する。

(規程の所管課室)

第11条 本規程の所管課室は、教職課程事務室とする。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、大学評議会が審議し、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、2003年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2005年4月1日から一部改正施行する。
- 3 この規程は、2007年4月1日から一部改正施行する。なお細則は別に定める。
- 4 この規程は、2012年4月1日から一部改正施行する。
- 5 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。
- 6 本規程は、2018年4月1日から改正施行する。